

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年12月15日

由利本荘市長 湊 貴 信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所
- ・ 由利本荘市産業振興部農山漁村振興課
 - ・ 由利本荘市のホームページ
(<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001504/1002138/1002151/1003420.html>)
- 3 本公告により、由利本荘市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

	所 在	地番	林班	小班	面積	集積計画の存続期間	備 考
令 4 - 1 6	由利本荘市岩城内道川字中野山	14-1	18	5	5.55 (1.63)	令和4年12月16日から令和15年3月31日まで	
	〃	14-1	18	5-1		令和4年12月16日から令和15年3月31日まで	
	〃	14-1	18	5-2		令和4年12月16日から令和15年3月31日まで	
	由利本荘市岩城内道川字苧又沢	1-3	41	12-8	1.14 (0.65)	令和4年12月16日から令和15年3月31日まで	
	由利本荘市岩城内道川字基内台	2	42	23-5	1.90 (1.53)	令和4年12月16日から令和15年3月31日まで	
	由利本荘市岩城内道川字上基内台	3-2	42	39		令和4年12月16日から令和15年3月31日まで	